

新潟県市町村総合事務組合公報

第406号

令和8年2月2日

新潟県市町村総合事務組合

目 次

告 示

12 新潟県交通災害共済会費徴収業務委託 2

公 告

新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等審査委員会委員の就退任について 3

新潟県市町村総合事務組合告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 2 月 2 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

1 指定納付受託者

- (1) 名称 SB ペイメントサービス株式会社
- (2) 所在地 東京都港区海岸 1 丁目 7 番 1 号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

新潟県交通災害共済会費

3 指定した日

令和 8 年 2 月 2 日

新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等審査委員会委員の就退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等審査委員会委員の就退任があるので、
次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 2 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

退 任	佐 野 恒 雄	令和 7 年 12 月 31 日
就 任	佐 野 恒 雄	令和 8 年 1 月 1 日